

保育所等の居室面積基準の 特例に係る期限の廃止



大阪市こども青少年局
令和5年6月26日

保育所等居室面積基準に係る国の特例措置について

- ・保育所居室面積は、児童福祉法により**国基準**を「従うべき基準」として、条例にて定めるとされている。
- ・ただし、次の要件に該当した場合は、「従うべき基準」ではなく、**国基準が「標準」と**されている。
 - ①平成23年9月に示された省令で**内閣総理大臣が指定する自治体**(要件:**「前々年度4月1日待機児童数が100人以上」**等)に限り
 - ②**政令で定める日**(現在は**令和6年度末**)までの間

令和5年4月の待機児童数・・・592人
 (本特例措置で入所している児童数+待機児童数)
 588人+4人
 (令和7年4月の適用要件)

大阪市の保育所等居室面積基準と要件の適用状況

35

児童年齢	国基準	大阪市条例	
		原則(市基準)	特例
0歳児	乳児室 1.65㎡ 以上	5.0㎡ 以上	1.65㎡ 以上 ただし、 <u>保育の環境の確保(安全・安心・衛生の確保等の条件整備)</u> が必要 面積基準緩和特例措置を活用
1歳児	又は ほふく室 3.3㎡ 以上	3.3㎡ 以上	
2歳児以上	保育室 1.98㎡ 以上	1.98㎡ 以上	

・条例制定時、大阪市会より、保育の質の確保の観点から、「**安易にこれを用いることなく、保育現場の状況を十分踏まえたものとする**こと」との**附帯決議**が付された。

→保育施設ごとに、**保育の質の確保**や**安全面等に十分な配慮**ができることなど、要件を確認したうえで適用。

一律に本市下限(1.65㎡)まで受け入れているのではなく、入所待ちの数人やきょうだい入所等に活用



待機児童解消だけでなく、**地域ごとの一時的な保育ニーズ増**にも柔軟な対応が可能

・令和元年11月から、新たに立入調査権等の規定を整備

過去7年間の大阪市の待機児童対策の取組状況

これまでも待機児童対策を**市政の最重要施策**として取り組んできたが、さらに取組を強化するため、平成28年7月に市長をリーダーとする「待機児童解消特別チーム」を設置し、活用可能なすべての国施策及び市独自の取組を実施するなど、あらゆる手法を駆使して、待機児童の解消をめざしている。

■待機児童対策予算の状況

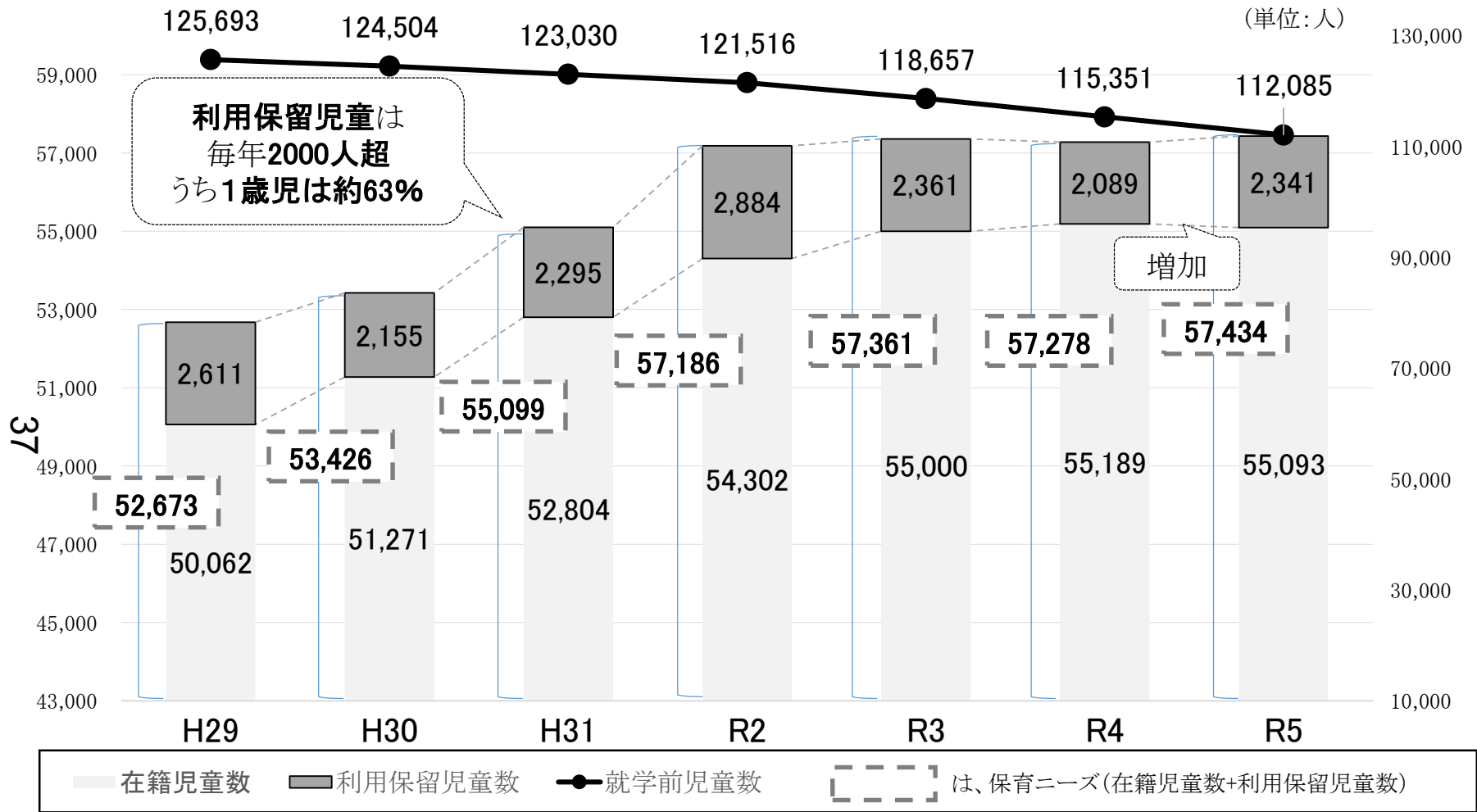
	平成29年度	令和30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計
民間保育所等 整備事業	116億5,600万円	85億4,800万円	72億5,000万円	60億5,900万円	51億4,900万円	46億9,200万円	32億5,300万円	466億700万円
	6,053人分	4,054人分	3,370人分	2,281人分	1,954人分	1,175人分	896人分	19,783人分
	実績 4,745人分	1,878人分	1,658人分	1,178人分	1,171人分	1,070人分		11,700人分
保育人材の確保 対策事業	6億4,800万円	11億2,600万円	17億4,400万円	28億8,100万円	38億2,000万円	47億1,000万円	46億5,000万円	195億7,900万円

保育士不足が深刻

■大阪市内で取り組んでいる対策

	保育の受け皿の拡大	保育人材確保
国施策 (新子育て安心 プランなど)	<ul style="list-style-type: none"> ・国有地や都市公園の活用 ・都市部における保育園の高騰した賃借料への補助 ・認定こども園への移行促進及び小規模保育事業等の実施促進 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士の宿舍借り上げを実施するための費用を補助(施設負担分を市が負担) ・保育士の業務負担軽減のための支援(ICT化等) など
大阪市独自	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模マンションへの保育施設設置の事前協議義務化 ・土地オーナーに対する助成(固定資産税等相当額の助成) ・物件所有者と物件活用を希望する保育事業者のニーズをつなぐマッチング など 	<ul style="list-style-type: none"> ・他府県から新規採用保育士を呼び込むため、帰省費用等の福利厚生相当額を補助 ・新規採用保育士等を採用し、当該保育士に特別給付を実施した施設への特別給付費用を補助 ・保育士の年休取得促進等、働き方改革を推進するための保育士を配置した施設への人件費を助成

大阪市の保育ニーズの状況



こ
保
れ
育
ま
で
の
ニ
ーズ

就学前児童数は減少している一方、保育ニーズ(在籍児童数+利用保留児童数)は、年々増加。コロナ禍の数年はほぼ横ばい。



保
育
今
後
の
ニ
ーズ

都心部の大規模マンション建設

経済活動が活発化+万博開催
→雇用状況のさらなる改善
→就業者が増



当面保育ニーズは増える見込み

新たな国における動き

「こども未来戦略方針」(R5.6.13閣議決定)で示された一部施策により、新たな受け皿の確保が必要

○こども誰でも通園制度(仮称)の創設

就労要件を問わず時間単位等で柔軟に(保育を)利用できる新たな制度の創設。



新たな(保育)ニーズへの
受け皿確保が必要

○75年ぶりの保育士の配置基準改善

	現行	改善後
1歳児	6:1	5:1
4・5歳児	30:1	25:1

保育士1人の保育できる人数が減るため、
定員減に直結。



定員減分の受け皿確保が必要



新たな国の動きに係る受け皿の確保も必要

特例措置の廃止に係る支障事例について①

・特例措置による入所児童数(各年度4月1日時点)

(入所児童数) - (国の面積基準による定員)

平成26年8月	…	令和3年度	令和4年度	令和5年度
195か所	…	169か所	156か所	146か所
1,797人	…	762人	660人	588人

全24区中、23区の
施設で活用

うち1歳児は356人

39

平成29年度以降 11,700人分の入所枠を拡大してもなお、特例措置による入所児童は588人いる。

支障事例①

【特例措置がなくなった場合】

・入所枠として588人分が減少するため、本特例措置の適用による入所が多い**1歳児**をはじめ、待機児童が急増。

特例措置の廃止に係る支障事例について②

・現在の特例は令和7年3月31日まで。

(例) A保育園(令和5年4月1日現在の状況)

40

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
国基準定員	6人	12人	12人	13人	13人	13人	69人
入所児童数	6人	14人	14人	13人	14人	13人	74人
うち特例措置による入所児童数	0人	2人	2人	0人	1人	0人	5人

令和7年3月末をもって本特例措置が廃止されると、進級できず、**途中退所を余儀なくされる児童が発生!**

支障事例②

【特例措置がなくなった場合】

・年齢進行(進級)により**途中退所を余儀なくされる児童が多く発生。**

特例措置に期限が設けられていることによる支障事例

・現在の特例は令和7年3月31日まで。

・特例措置の期限を踏まえ、国の面積基準に基づく入所枠に戻すため、新規入所を抑制する必要がある。

(例) A保育園

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
国基準定員	6人	12人	12人	13人	13人	13人	69人
入所児童数	6人	14人	14人	13人	14人	13人	74人
うち特例措置による入所児童数	0人	2人	2人	0人	1人	0人	5人

41

支障事例

- ・この積み上げが588人(146施設)
- ・毎年この分の新規入所の抑制により、待機児童が発生

特例措置があっても、期限があると、国の面積基準に基づく入所枠に戻すために、新規入所を抑制する必要があるため、待機児童が増加。

➡ 待機児童解消がさらに困難となる

大阪市が求める対応策

前提

- ・特例措置の適用にあたっては、児童が安全・安心に過ごせる環境であることを確認の上実施しており、**これまで特に問題は起こっていない。**
- ・また、一律に1.65㎡/人として面積いっぱいまで児童を受け入れるというのではなく、入所待ちの数人が面積基準緩和により入所できる場合など、**やむを得ない場合に本措置を適用**している(適用は施設全体の約29%、1施設平均4人)。
- ・令和元年11月からは、新たに立入調査権等の規定を整備した。

 大阪市においては、児童の安全確保はもとより、保育の質を確保した上で、特例措置を適用している。

大阪市が求める対応策

保育所等の居室面積基準の特例に係る期限を廃止すること

効果

・現時点で当該特例措置により入所が可能となっている児童を退所させる必要がなくなる。

・大阪市内における保育ニーズは、当面高い水準で推移することが見込まれるが、来るべき少子化を見据え、ニーズの地域偏在などに整備のみに依存することなく柔軟に対応しつつ、待機児童解消を図ることが可能。

上記効果に加えて

保育ニーズが高く保育所整備が困難な都市部において、
こども未来戦略方針の「こども誰でも通園制度(仮称)」
などにより、新たに生まれる保育ニーズへの対応が可能ではないか。

※期限の廃止が難しい場合、現行の特例措置の期限を延長すること